

令和元年度 I C T機器活用による介護事業所の負担軽減支援事業補助金交付要綱

31 福保高介第 859 号

令和元年 8 月 2 日

(通則)

第 1 条 I C T機器活用による介護事業所の負担軽減支援事業補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）の規定によるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第 2 条 この要綱は、I C T機器活用による介護事業所の負担軽減支援事業実施要綱（平成 30 年 5 月 28 日付 30 福保高計第 96 号。以下「実施要綱」という。）に基づき、居宅サービス事業所が I C T機器を導入する費用の一部を予算の範囲内において交付し、もって I C T機器活用による介護事業所の負担軽減支援事業の円滑な推進を図ることを目的とする。

(対象事業所)

第 3 条 この事業の対象となる居宅サービス事業所は、別紙の要件を満たす都内に所在する介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 70 条第 1 項の訪問介護の指定を受けた事業所とし、1 法人につき 1 事業所までとする。ただし、過年度におけるこの補助金を受給した事業所は除く。

(補助対象事業)

第 4 条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、実施要綱に規定する事業とする。

(補助対象経費)

第 5 条 補助金の交付対象となる経費は、補助事業を実施するために必要な経費で、別表 1 及び別表 2 の第 1 欄に掲げる経費とする。

(補助金の交付額)

第 6 条 補助金の交付額は、対象となる事業所ごとに、別表 1 及び別表 2 の第 2 欄に定める補助基準額と、前条の規定による補助対象経費として事業所が支出した額から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない額を選定し、これに別表 1 及び別表 2 の第 3 欄に定める補助率を乗じて得た額を都の予算の範囲内において交付するものとする。

2 前項の規定により算出した額に、1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(業務改善計画)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、東京都(以下、「都」という。)が別に定める様式により、別に定める期日までに業務改善に関する計画書を都に提出する。当該計画書においては、第4条に定める補助対象事業に関する改善計画を立案するものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 申請者は、交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、別に定める日までに東京都知事(以下「知事」という。)に提出しなければならない。

(事業の実施期間)

第9条 補助事業の実施期間は、第10条の規定に基づく交付決定がなされた日が属する年度の4月1日から3月31日までとする。

(交付の決定等)

第10条 知事は、前条による申請があったときは、当該申請書の内容を審査し、適当と認められた場合は、次条に掲げる事項を条件に補助金の交付決定をするものとし、その決定の内容を申請者に通知する。

(補助条件)

第11条 補助金の交付に当たっては、補助金の交付の目的を達成するために、別記の補助条件を付するものとする。

(実績報告書の提出)

第12条 第10条の規定による交付決定を受けた者(以下「補助対象事業者」という。)は、補助事業が完了したとき、補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したとき、又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、実績報告書(様式第2号)を別に指定する期日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 知事は、前条の規定による実績報告書を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果がこの交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助対象事業者に通ずるものとする。

(補助金の請求)

第14条 補助対象事業者は、補助金の額の確定後において補助金を請求するときは、請求書(様式第3号)に関係書類を添えて知事に提出して行うものとする。

(補助金の交付方法)

第 15 条 補助金は、補助事業の完了後に交付する。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を概算払により交付することができる。

(導入効果に関する調査等への協力)

第 16 条 補助対象事業者は、第 9 条に定める事業の実施期間中及び実施期間後も、東京都の求めに応じて、導入効果に関する調査等の依頼に積極的に協力するものとする。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

別表 1

1 補助対象経費	2 補助基準額	3 補助率	4 補助対象外
(1) 介護業務支援システムの導入のために必要なソフトウェア等の購入費、リース料、保守料、工事費 (2) 介護業務支援システムの導入支援に係る講習やセミナー等の受講料 (3) 介護業務支援システムの導入に当たって、最低限必要な備品等の購入費	1 事業所当たり 1,000,000 円	3/4	(1) 介護業務支援システムの使用に際し必要となるインターネット回線使用料等の通信費 (2) インターネット接続のためのルーター等の通信機器費用 (3) 振込手数料 (4) クレジットカードの利用等クレジット会社を介して支払う契約を行う場合のクレジット会社に対する分割払い手数料(金利) (5) 消費税

別表 2

1 補助対象経費	2 補助基準額	3 補助率	4 補助対象外
(1) 介護業務支援システムの選定に関するコンサルティング経費 (2) 導入した介護業務支援システムを活用した業務改善に関するコンサルティング経費	1 事業所当たり 260,000 円	1/2	(1) 振込手数料 (2) クレジットカードの利用等クレジット会社を介して支払う契約を行う場合のクレジット会社に対する分割払い手数料(金利) (3) 消費税

ただし、別表 2 の第 1 欄に掲げる補助対象経費のみ申請することはできない。

別記 補助条件

1 事情変更による決定の取消し等

補助金の交付の決定後、事情の変更により特別の必要が生じたときは、知事は、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。

2 承認事項

次の（１）から（３）までのいずれかに該当するときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、（１）及び（２）に掲げる事項のうち軽微なものについてはこの限りでない。

- （１）事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- （２）事業の内容を変更しようとするとき。
- （３）事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

3 事故報告

補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び遂行の見通しその他必要な事項を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

4 補助事業の遂行命令

- （１）第9条の規定による報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、知事は、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命じることがある。
- （２）（１）の命令に違反したときは、知事は、補助事業の一時停止を命じることがある。

5 是正のための措置

- （１）知事は、第10条の調査等の結果、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これらに適合させるための処置を取ることを命ずるものとする。
- （２）第9条の規定による実績報告は、（１）の命令により必要な処置をした場合においてもこれを行わなければならない。

6 決定の取消し

- （１）知事は、補助対象事業者が次のアからエまでのいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。
 - ア 偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - イ 補助金を他の用途に使用したとき。
 - ウ 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

- エ 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員、又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
- (2) (1) の規定は、第 10 条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

7 補助金の返還

- (1) 知事は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときも、期限を定めて返還を命じるものとする。
- (2) 第 10 条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときもまた同様とする。

8 違約加算金

- (1) 補助対象事業者は、6 の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日（補助金が 2 回以上に分けて交付されている場合においては、返還を命ぜられた額に相当する補助金は、最後の日に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの日において受領したものとする。）から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95%の割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- (2) (1) の規定により違約加算金の納付を命ぜられた場合において、納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てるものとする。

9 延滞金

- (1) 補助対象事業者は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納付日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければいけない。
- (2) (1) の規定により延滞金の納付を命ぜられた場合において、返還を命ぜられた補助金の未納額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納額は、その納付額を控除した額によるものとする。

10 他の補助金等の一時停止等

補助対象事業者が、補助金の返還を命ぜられたにも関わらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、知事は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納額とを相殺するものとする。

11 財産処分の制限

補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

12 財産処分等に伴う収入の納付

補助対象事業者が知事の承認を受けて11の規定による財産を処分し、当該処分により収入があった場合には、知事は、この収入の全部又は一部を納付させることがある。

13 財産管理

補助対象事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、台帳の管理及び物品への表示等、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運用を図らなければならない。

14 補助金調書の作成

補助対象事業者は、この補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを事業完了後5年間保存しておかななければならない。

15 帳簿の整理

補助対象事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保存しておかななければならない。

16 寄附金収入の制限

事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。

17 運営実績に関する要件

補助対象事業者が運営している事業所に都の実地指導等で指摘があった場合は、その改善状況報告書が都へ提出され、都において、改善が確認されていること。

18 その他

この要綱に定める条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を東京都に納付させることがある。

別紙

I C T機器活用による介護事業所の負担軽減支援事業対象事業所の要件

対象事業所は、都内に所在する介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の訪問介護の指定を受けた事業所のうち、平成31年4月1日現在、介護職員処遇改善加算Ⅰを取得している事業所とする。